

三井住友海上火災保険株式会社

広報部 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9

TEL: 03-3259-3111(代表)

www.ms-ins.com

2014年9月26日

～仕事と育児・介護の両立を促す支援策が高評価～

「均等・両立推進企業表彰」で厚労大臣優良賞を受賞

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社(社長:柄澤 康喜)は、今般、厚生労働省が主催する「均等・両立推進企業表彰」のファミリー・フレンドリー企業部門において、厚生労働大臣優良賞を受賞しました。

本表彰制度は、女性が能力を発揮するためのポジティブ・アクションや仕事と育児・介護を両立するための支援を行う企業をたたえ、その取り組みを広く周知・普及させることを目的としています。

当社では、全社員を対象としたワーク・ライフ・バランスの取り組みのほか、育児・介護休業期間中の経済的支援や復職に向けたサポートの実施などが高い評価を受けました。

三井住友海上は、今後も社員が能力を発揮できる環境づくりを進め、企業価値向上と持続的成長の実現に向けて取り組んでいきます。

1. 当社の受賞理由

充実した育児・介護休業制度や柔軟な勤務体系、特別休暇制度の導入をはじめとする、全社員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社内環境の整備と休業期間中の経済的支援や復職に向けた各種サポートの実施が高く評価され、受賞しました。

2. 主なワーク・ライフ・バランス支援策**(1) 育児休業制度**

最長で子どもが2歳に達する日の月末まで取得できます。休業期間中は、月例給等の10分の1を給付金として支給します。

(2) 介護休業制度

介護が必要な家族1人につき、365日まで取得できます。休業期間中は、93日を限度に月例給等の10分の4を給付金として支給します。

(3) イクメン休暇

子どもが誕生した男性社員は、出生後6か月以内に計3日の休暇を取得できます。現在は、「パパ活休暇」という愛称で男性社員の育児休暇の取得を推進しています。

(4) アニバーサリー休暇

本人や家族の誕生日、記念日などに1年間に計2日の休暇を取得できます。

(5) 代替要員の配置

産育休に入る社員の代替要員を妊娠5ヶ月目までに配置します。復帰後も、原則として短時間勤務の終了まで重複配置を継続します。

3. 「均等・両立推進企業表彰」について**(1) 表彰制度の概要**

厚生労働省による「均等推進企業表彰[※]」と「ファミリー・フレンドリー企業表彰[※]」の統合によって2007年に誕生した制度です。なかでも、ファミリー・フレンドリー企業部門の厚生労働大臣優良賞は、仕事と育児・介護を両立するためのさまざまな支援制度を持ち、社員が多様で柔軟な働き方を選択できるような取り組みを推進し、その成果が認められる企業に与えられます。

※それぞれの制度は1999年に創設されました。

(2) 表彰式・フォーラム

①日 時: 2014年10月28日 13時30分～

②場 所: 霞が関イイノホール

以上